

インフル ワクチン接種はお早めに！



10月から、インフルエンザワクチンの接種が始まりました。今シーズンのワクチンは、昨年、世界的に大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）と、通常の季節性インフルエンザ（A香港型、B型）の3種類の混合ワクチンで、インフルエンザ流行前の接種をお勧めします。

インフルエンザワクチンを接種される場合は、事前に医療機関にご予約ください。

接種に当たつての留意点

◎ ワクチン接種してもインフルエンザにかからないわけではありませんが、重症化の予防には一定の効果が期待されます。

◎ 副反応として、接種部位がはれたり、熱が出るなどの症状が見られるほか、まれ

に、非常に重い病状を引き起こす可能性があります。

かかりつけの医療機関に相談の上、ワクチンを接種してください。

◎ 医療機関での問診の際、発熱などで接種できなかったときでも費用を負担していただく場合があります。

感染を予防しましょう

◎ 感染を予防するために、小まめな手洗い・うがいを徹底しましょう。

◎ 感染予防のために、咳エチケットを守りましょう。

◎ 咳エチケットとは：人に向かつて、せきやくしゃみをしてはいけないこと。とつさのくしゃみは周囲の人から顔をそらし、注意があればティッシュなどでお口、鼻を覆います。

せきなどが出続けるときは、マスクを着用しましょう。

◎ インフルエンザを広げないために、感染した後は、しばらく外出を自粛するようにしましょう。

接種費用の全額免除

対象者 住民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方、手続き 接種前に「接種費用助成対象者証明書」の交付申請が必要で

申請場所 市役所健康長寿課 豊田支所地域振興課

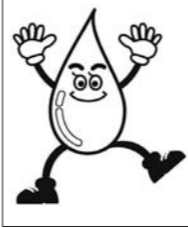
中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村の医療機関で接種する際に証明書を提出すると、接種費用が全額免除になります。

※右記の対象地域以外の医療機関で接種を受ける場合や医療機関の窓口で接種費用を支払った場合には、接種費用の払戻申請をしてください。

申請場所 市役所健康長寿課、豊田支所地域振興課
持ち物 領収書・予防接種済証・印鑑
申請期限 平成23年3月31日(木)

問い合わせ先 市役所健康長寿課健康管理係 ☎(22)2111 (内線242)

水道管にも冬支度を！



凍結による破裂に注意を！

冬期間は凍結による「水道管の破裂」や「水道が出ない」などのトラブルが起こりやすくなります。

水道管の立ち上がり、保温材や保温器具を使用し不凍栓などを閉め、水抜きするなどして凍結を防ぎましょう。

不凍栓によつては、管理方法を誤ると漏水する恐れがありますのでご注意ください。バルブを最後までしっかりと閉めてください。

※アパートなどにお住まいの方は、寒くなる前に冬の管理方法を、大家さんや不動産業者に確認し、対策をお願いします。

※冬期間長期に不在となる場合は、止水栓で閉栓することをお勧めします。閉栓は電話で手続きができます。ご使用を再開する場合は、来庁により開栓手続きと手数料500円が必要です。

検針にご協力を！

水道メーター検針は、2か月に一度、1日から8日の間に行います。

冬期間（12〜4月）は積雪などにより、水道メーター検針ができない場合がありますので、メーターボックスの上の除雪をお願いします。

除雪などをしていないと、メーターの確認が困難なため、過去の使用水量を参考にして決める認定水量で検針したものとみなし、使用水量をお知らせします。

検針（認定水量）の結果は「使用水量のお知らせ」でご案内していますので、ご確認ください。

なお、水道管が破裂し、漏水などした場合も、水道料金使用者の負担となりますので

問い合わせ先

◆水道管など工事・修理に関すること
市役所上下水道課上水道係 ☎(22)2111 内線282
◆開栓、閉栓、検針、上下水道料金に関すること
市役所上下水道課営業係 ☎(22)2111 内線284

償却資産の申告 固定資産の異動届

をお忘れなく！

償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、使用する機械・器具・備品（土地や家屋以外）などで、固定資産税が課税されます。

毎年12月中に「申告書」を送付しますが、「申告書」が届かない方も、対象となる償却資産をお持ちの方は、必ず申告の手続きをお願いします。

固定資産の異動届など

土地や住宅について、平成22年中に次の異動があった方は届け出をしてください。

なお、12月末までに市へ事前に連絡してください。

家屋滅失届：平成22年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届を提出してください。なお、この届け出により、翌年度から取り壊した家屋の固定資産税は課税されません。

地目変更届：平成22年中に土地利用状況を田から畑へ、山林から雑種地へなど、現況の地目を変更した場合は、地目変更届を提出してください。

住宅用地適用（異動）申告書：住宅を改築（事務所から住宅など）などで用途変更された方、また、宅地の利用状況などに異動があった方は、住宅用地適用（異動）申告書を提出してください。

※申告書・届はいずれも、市役所税務課資産係および豊田支所地域振興課総務係にあります。

償却資産の申告書以外については、市公式ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

税務課ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/city/zeimu/index.htm>

問い合わせ先 市役所税務課資産係 ☎(22)2111 (内線226)
豊田支所地域振興課総務係 ☎(38)3111 (内線122)

除雪にご協力ください！

市では、冬の交通の確保と皆さんの生活を守るため、早朝から道路除雪を行います。除雪作業を効率よく行うために、除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

○除雪作業車に近寄らない
除雪作業車の30㍍以内は危険なので、近寄らないでください。除雪作業車は前方10㍍以内が見えにくいので、無理な追い越しはやめましょう。

○道路には物を置かない
各家庭の出入口から道路までの除雪は各戸で行い、道路に雪を絶対に出さないでください。

○沿道の木、庭木、垣根の枝のみ出しも、各戸で伐採し、沿道の障害物も雪が降る前に片付けましょう。

路上に障害物（木材、鋼材）があると、除雪作業車の重大事故につながります。

○屋根の雪おろしをしたら片付けましょう

屋根から道路に落ちた雪は、火災など緊急の時や交通の事故防止のため、片付けましょう。



○歩道や路肩の除雪にご協力ください
歩道や路肩は、除雪車での除雪が困難です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○沿道の空地や田畑の使用にご協力ください
道路沿いの空地や田畑に、除雪した雪を移動する場合がありますので、ご協力をお願いします。

※除雪に関するご意見・ご要望は、各区長さんを通じて左記までご連絡ください。
市役所道路河川課維持係 ☎(22)2111 (内線263)
豊田支所地域振興課係 ☎(38)3111 (内線141)